

# 明石市商業振興基本計画に係るアンケート調査業務委託 仕様書

## 1 委託業務名

明石市商業振興基本計画に係るアンケート調査業務委託

## 2 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年2月1日まで

## 3 目的

本市では、平成23年に、商業の振興による地域の活性化に関する基本施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、商業の振興及び商業の振興による地域の活性化に関する基本的な計画「明石市商業振興基本計画」を策定しました。

現計画の策定から10年以上が経過し、本市を取り巻く社会・経済情勢が大きく変化している中、本市の商業の現状と課題を踏まえ、今後の商業の振興及びそれによる地域の活性化に関する検討を行うため、その基礎資料となる市民や商業者等に対するアンケート調査を実施します。

## 4 業務内容

### (1) 調査の概要

- ①調査対象：市民3,000人(世帯単位で実施、市内を5地区に割り人口割で実施)  
商店街用(商店街34団体、大型小売店35店)  
商業者1,100人
- ②調査方法：郵送調査(回答は郵送又はWEB)  
※WEB調査の回答は受託業者のサーバーで管理

### (2) 実施の工程(予定)

- ①調査期間：令和8年8月下旬から9月下旬
- ②データ入力、分析、調査報告書の作成：令和8年9月中旬～10月下旬
- ③報告書の提出：中間報告書 令和8年11月1日まで(審議会用資料)  
最終報告書 令和9年2月1日まで(計画書掲載用資料)

### (3) 調査票の作成支援、印刷

- ①市が作成する調査項目、内容などに対する助言・支援、調査票を分かりやすくかつ記入しやすくなるよう、文章校正や配置、イラストなどの整理を行う。

※予定している調査項目

A：市民用

- ア) 回答者の基本情報に関して
- イ) 生活必需品の買い物行動に関して
- ウ) 奢侈品・嗜好品(生活をより豊かにする商品・サービス)の買い物行動に関して
- エ) 明石市内の買い物環境に関して
- オ) 明石市内の商店街や商業者に期待する役割や取組みに関して(自由記述)

B：商店街(商店街、大型小売店)用

- ア) 回答団体の基本情報に関して
- イ) 商店街の現況に関して(来街者・来店者数、空き店舗、立地の状況など)

ウ) 商店街の課題や取り組むべき事業(他商店街との連携、大型店との連携など)、役割に関して

エ) 来街者等増に向けた取り組みに関して(サービスの向上やニーズ把握など)

オ) 商店街の将来展望に関して(商店街組織運営、後継者問題など)

C: 商業者用

ア) 回答者の基本情報に関して

イ) 商売の現況に関して(来店者数、業績、立地の状況、商店街加入など)

ウ) 商売における現在の課題や取り組むべき事業(デジタル化、他店との連携、大型店との連携、雇用など)、役割に関して

エ) 来店者等増に向けた取り組みに関して(サービスの向上やニーズ把握など)

オ) 商売の将来展望に関して(商売の継続、後継者問題など)

② A 4判で、鏡文1枚(両面印刷2ページ以内)、A・B・C調査票それぞれ10枚程度(両面印刷20ページ以内)

③ QRコードを所定の位置に印字

④ WEB回答用の個別パスワードを設定

⑤ 印刷部数は4, 300部(黒と他1色)

※ 市民用3, 050部、商店街(商店街、大型小売店)用100部、  
商業者用1, 150部

(4) 封筒の作成、印刷

① 発送用の封筒(定型外封筒※)及び返信用封筒(定型封筒※)の作成、印刷  
※ 口糊はアドヘア加工

② 印刷部数は発送用3, 150部、返信用4, 300部

※ 商業者用は商店街を通じて配布依頼予定

※ 返送先は「明石市 環境産業局 産業振興室 商工政策課 宛」とする。

(5) 調査票等の封入(市民用3, 000部、商店街用69部、商業者用1, 100部)

市民用及び商店街用の調査票等については、発送用封筒に、鏡文、調査票、返信用封筒を封入し、市が指定する期日までに納品する。

別途、商業者用の調査票等については、封筒等に、鏡文、及び商店街加盟店舗数分の調査票・返信用封筒を封入し、市が指定する期日までに納品する。(※ 発送先は商店街34団体)

※ 調査対象者の抽出及び発送用の宛名シールの作成・印刷は市が行う。

※ 発送と回収に要する郵送費用は市が負担する(委託費の中には含まない)。

(6) 回収データの入力、集計、属性別のクロス集計

① 市に返送された回答済の調査票を来庁の上で受領し、WEBで回答されたものを合算して、各設問の回答内容をデータ入力し一覧にする。

② 単純集計のほか、地域別、年代別など回答者の属性別、その他市が求めるものについてクロス集計を行う。

(7) 集計結果の分析、調査報告書の作成

集計結果を分析し、そのコメントとグラフなどを取りまとめ、報告書を作成する。

※ 成果品以外の印刷、製本は含まない。

## 5 成果品

(1) データ入力一覧表及び集計表(A4判) …紙1部、Microsoft Excelデータ一式

- (2) 調査報告書（A 4 判、単色両面印刷）… 紙 1 部、Microsoft Word データ一式、PDF データ一式
- (3) その他、発注者と協議の上で必要とされたものや関連資料  
※データについては CD-ROM で提出すること。

## 6 成果品の納期

令和 9 年 2 月 1 日まで

## 7 成果品の納品場所

明石市 環境産業局 産業振興室 商工政策課（明石市中崎 1 丁目 5 - 1 明石市役所）

## 8 成果品に係る著作権の帰属

- (1) 本業務を行うにあたり作成したイラストや表などのデータ（以下「本件イラスト等」という。）の著作物に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）等の一切の権利は市に帰属する。
- (2) 受託業者は、市又は市が本件イラスト等の利用を許諾した者に対して、本件イラスト等に係る著作者人格権を行使しない。本業務期間終了後も同様とする。
- (3) 受託業者が第三者に本件イラスト等の作成を委託した場合、第三者の著作者人格権不行使に係る同意を得ておくこと。本業務期間終了後も同様とする。
- (4) 受託業者は、本業務以外に市の許可なく本件イラスト等を利用又は貸与してはならない。
- (5) 受託業者は、作成した本件イラスト等のデータについても市から求められた際には提出すること。
- (6) 本件イラスト等の譲渡の対価は、委託料に含まれるものとする。
- (7) 本件イラスト等について、受託業者は商標の登録申請を行わず、市が当該申請を行うときは、無償で協力すること。
- (8) 受託業者は、市又は市が本件イラスト等の利用を許諾した者が本件イラスト等の利用について第三者から権利侵害を主張されたときは、自らの費用と責任をもって対処し、市、市が本件イラスト等の利用を許諾した者又は第三者に生じた損害を自らの負担によって賠償するものとする。

## 9 守秘義務

本業務の実施に際して知りえた秘密は、契約期間中、契約期間後及び解除後においても、他人に漏洩しないこと。

## 10 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、関係する諸法令規則を順守すること。
- (2) 豊富な経験・知識を有した担当者を配置し執行体制を充実するとともに、管理責任を明確にすること。
- (3) 発注者との連絡を密に行い、意思の疎通を図り、誠意をもって本業務を円滑に遂行すること。
- (4) 本業務に遅延が生じないよう的確に進行管理を行うこと。
- (5) 本仕様書に記載のない事項、並びに本業務に関して疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、その指示に従うこと。